令和８年３月

令和８年第１回市議会（定例会）提出議案（追加）

福　岡　県　大　川　市

令和８年第１回市議会（定例会）提出議案目録

議案第１７号　大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について　（１）

議案第１７号

大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年３月６日

大川市長　江　藤　義　行

大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大川市国民健康保険税条例（昭和３２年大川市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第５条の２第１号中「次号、第７条の２」の次に「、第９条の６」を加え、「及び同項」を「、第９条の６及び第 21 条第１項」に改める。

第９条の２の次に次の４条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の３　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の０．２７を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第９条の４　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１，０５２円とする。

（１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額）

第９条の５　第２条第５項の１８歳以上被保険者均等割額は、１８歳以上被保険者１人について５４円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第９条の６　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１，０３４円

（２）　特定世帯　５１７円

（３）　特定継続世帯　７７５円

第２１条第１項中「）並びに」を「）、」に改め、「１７万円）」の次に「及び同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからリまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第１号に次のように加える。

ト　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　７３７円

チ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　３８円

リ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ⅰ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　７２４円

（ⅱ）　特定世帯　３６２円

（ⅲ）　特定継続世帯　５４３円

第２１条第１項第２号に次のように加える。

ト　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　５２６円

チ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１

８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２７円

リ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ⅰ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　５１７円

（ⅱ）　特定世帯　２５９円

（ⅲ）　特定継続世帯　３８８円

第２１条第１項第３号に次のように加える。

ト　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２１１円

チ　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　１１円

リ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ⅰ）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　２０７円

（ⅱ）　特定世帯　１０４円

（ⅲ）　特定継続世帯　１５５円

第２１条第２項に次の１号を加える。

（３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

イ　前項第１号トに規定する金額を減額した世帯　１５８円

ロ　前項第２号トに規定する金額を減額した世帯　２６３円

ハ　前項第３号トに規定する金額を減額した世帯　４２１円

ニ　イからハまでに掲げる世帯以外の世帯　５２６円

第２１条第３項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額 」に、「被保険者均等割額）は」を「被保険者均等割額及び１８歳以上被保険者均等割額）は 」に改め、同項に次の３号を加える。

（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金

課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第９条の３の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（９）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した１８歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の１８歳以上被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２１条に次の１項を加える。

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第１項 、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額 。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付則第３項、第４項及び第６項から第１３項までの規定中「、第８条」の次に「、第９条の３」を加える。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の大川市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。